

公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団スポーツ全国大会参加激励費交付要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、松山市におけるスポーツの育成を図るため、公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団が各種スポーツ全国大会参加者に対し、予算の範囲内において、激励費を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 激励費は、次の第1号から3号の全てに該当するもの又は第4号に該当する全国大会（愛媛県内で開催される大会を除く。）に参加するチーム又は個人の監督・選手に対して交付する。ただし、松山市在住者に限る。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会又はこれに加盟している競技団体（種目団体を構成する団体を含む。）が主催すること。
- (2) 県予選等（予選がない大会にあっては、競技団体の推薦を受けていること。）を経た全国大会であること。
- (3) 一般社会人を対象とした全国大会であること。
- (4) その他理事長が適当と認めた全国大会であること。

(激励費の額)

第3条 激励費の額は、次の第1号に定める額に第2号に定める人数を乗じて得た額とする。

- (1) 1人5,000円とする。
- (2) 各種目の競技規則による監督及び選手の数（当該全国大会開催要項等に定められた人員の範囲内に限る。）

(激励費の申請)

第4条 激励費の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、全国大会開催日の10日前までに、スポーツ全国大会参加激励費交付申請書（第1号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 前項の申請者は、次の各号のいずれかの者とする。

- (1) 全国大会の出場に係る競技が団体競技の場合は、その代表者
- (2) 個人競技（ペア競技を含む。）の場合は、出場選手の監督又は出場選手
- (3) 前2号に掲げるもののほか、理事長が適当と認める者

(激励費の交付決定)

第5条 理事長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ交付の可否を決定し、スポーツ全国大会参加激励費交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(激励費の交付の変更申請及び決定)

第6条 激励費の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、下記の場合に、スポーツ全国大会参加激励費変更交付申請書（第3号様式）を理事長に提出しなければならない。

(1) 交付対象者等が変更になったとき。

(2) その他、交付決定額に変更が生じる事象が発生した場合

2 理事長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、スポーツ全国大会参加激励費変更交付決定通知書（第4号様式）により、交付決定者に対し通知するものとする。

(実績報告)

第7条 交付決定者は、全国大会終了後1か月以内に実績報告書（第5号様式）を理事長に提出しなければならない。ただし、年度末の場合は、翌年度の4月10日までに提出しなければならない。

(審査及び交付)

第8条 理事長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、激励費を交付するものとする。

(激励費の請求)

第9条 交付決定者は、前条の規定により激励費の交付を受けようとするときは、請求書（第6号様式）を理事長に提出しなければならない。

(激励費の返還)

第10条 理事長は、交付決定者又は交付対象者が虚偽の申請その他不正な手段により激励費の交付を受け、又は激励費を交付の目的以外に使用したときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第11条 この要領の施行に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。